

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」 の策定について

1 計画策定の趣旨

女性支援の根拠法である「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする「売春防止法」を一部廃止し、困難な問題を抱える女性が意思を尊重されながらその福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」）」が令和6年4月に施行される。

本計画は、本法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を「総合的」かつ「計画的」に実施するもの。

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

2 計画の性格

法第8条第1項に基づく「都道府県基本計画」

3 計画期間

令和6年度から令和10年度（5年間）

4 計画への記載事項

- ①困難な問題を抱える女性への支援に関する「基本的な方針」
- ②困難な問題を抱える女性への支援のための「施策の実施内容」に関する事項
 - ・ 女性相談支援センター（こども女性相談センター）を中心とした支援体制及び支援内容【支援調整会議の設置等】
- ③その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

5 策定スケジュール（予定）

令和5年 8月3日	第1回男女共同参画会議（検討部会の設置）
10月	第1回検討部会、第2回男女共同参画会議（素案の検討）
12月	パブリックコメント実施
令和6年 1月	第2回検討部会、第3回男女共同参画会議（最終案の検討）
3月	基本計画策定・公表